



平成 30 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 丸 八 証 券 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 里 野 泰 則  
(コード：8700、東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 マ ネ ジ メ ン ト 本 部 副 本 部 長  
津 坂 聡  
(TEL. 052-307-0850)

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 76 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、株式併合（以下「本株式併合」といいます。）および単元株式数の変更等に関する定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、平成 30 年 10 月 1 日をそのための移行期限とすることが定められました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を変更（1,000 株から 100 株に変更）することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（1 売買単位につき 5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合割合

平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の当社株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

###### ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	40,429,708 株
併合により減少する株式数	36,386,738 株
併合後の発行済株式総数	4,042,970 株

(注) 併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数および本株式併合の併合割合から算出した理論値です。

###### ④ 株式併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等

は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動は生じません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づいて一括して処分し、端数の生じた株主様に対して、それぞれの端数に相当する株式の処分代金をお支払いいたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	2,176名 (100.00%)	40,429,708株 (100.00%)
10株以上	2,095名 (96.28%)	40,429,597株 (100.00%)
10株未満	81名 (3.72%)	111株 (0.00%)

10株未満の株式を所有されている株主様81名（その所有株式の合計は111株）は、本株式併合の結果、株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、単元未満株式買取請求の制度（会社法第192条以下）をご利用いただくことも可能ですので、お取引をされている証券会社または当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株（併合前 80,000,000株）

(6) 併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記、「1. 株式併合」「2. 単元株式数の変更」に記載したとおり、本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、当社定款第5条に規定される発行可能株式総数を8,000万株

から 800 万株に変更し、当社定款第 7 条に規定される単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

(2) 定款変更の内容 (下線部分が変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
附則 <u>(新設)</u>	附則 <u>(効力発生日)</u> 第 3 条 <u>第 5 条および第 7 条の効力発</u> <u>生日は、平成 30 年 10 月 1 日とす</u> <u>る。</u>
	<u>(附則の取扱い)</u> 第 4 条 <u>附則第 3 条および第 4 条は附</u> <u>則第 3 条に定める効力発生日を</u> <u>もって削除するものとする。</u>

(注) 上記の定款第 5 条 (発行可能株式総数) につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日に上記変更案のとおり変更されたものとみなされます。

(3) 変更の条件

本総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 23 日	
定時株主総会決議日	平成 30 年 6 月 27 日	(予定)
株式併合の基準日	平成 30 年 9 月 30 日	(予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日	(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日	(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日	(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるのは、平成 30 年 9 月 26 日となります。

以上

(添付資料) 【参考資料】株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

## 【参考資料】株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合は、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今般、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

### Q 2. 単元株式数とは何ですか？

A 2. 会社法第188条では、株主総会において行使することができる議決権1個に対応する株式の数をある一定の数とすることを会社が定款で定めることを認めており、その場合の「一定の数」のことを単元株式数といいます（この場合「一単元一議決権」となります）。この単元株式数は、証券取引所での株式の売買単位にもなっているものです。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合を行う目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場株式の普通株式の売買単位を平成30年10月1日までに100株に統一することを推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（1売買単位につき5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（10株を1株に併合）を行うものです。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じません。

### Q 4. 株式併合によって資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わるものではありません。なお、株式併合後は、株主様がご所有の当社株式数は併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

### Q 5. 株式併合による所有株式数の減少により、受け取る配当金は減りませんか？

A 5. 株主様の株式併合後の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合の割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由としてお受け取りになられる配当金の総額が変動するものではありません。ただし、株式併合により、1株に満たない端数が生じた場合につきましては、当該端数部分について配当金は生じません。なお、端数につきましては、Q 6に記載のとおり、会社法の規定にしたがって端数に相当する株式の処分代金をお支払いさせていただきます。

### Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 6. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の当社株主名簿に記載または記録された株式数について10株を1株に併合した株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所

有株式数100株につき1個となり、1単元（100株）に満たない株式（単元未満株式といいますが）については会社法第189条第1項の規定により議決権を行使することができなくなります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成30年10月1日予定）により、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,333株	1個	133株	1個	0.3株
例③	800株	0個	80株	0個	なし
例④	4株	0個	0株	0個	0.4株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④のような場合）は、会社法第235条の規定にしたがって、すべての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様が所有される端数の割合に応じてお支払いいたします。この処分代金につきましては、平成30年12月上旬頃に各株主様へお送りすることを予定しています。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 7. 株式併合後においても、単元未満株式を所有されている株主様は会社法第192条以下に定める単元未満株式買取請求の制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、各株主様がお取引をされている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人に直接お問い合わせください。なお当社は買増制度を採用しておりません。

Q 9. 株式併合に伴い必要な手続はありますか？

Q 9. 株主様において必要となるお手続は特にございません。

Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか？

Q10. 単元株式数の変更および株式併合後においても、現在の株主優待制度と変わりのないご優待を実施いたします。株主優待の発行基準となる所有株式数は1,000株以上から100株以上へと引き下げます。

Q11. 今後の具体的なスケジュールはどのようになりますか？

Q11. 次のとおり予定しております。

取締役会決議日	平成30年5月23日
定時株主総会決議日	平成30年6月27日（予定）
単元未満株式の買取停止	平成30年9月16日～9月30日
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

（注）上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日は、平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更されるのは、平成30年9月26日

となります。

**【お問合せ先】**

株主名簿管理人  
連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 住所 東京都江東区東砂七丁目10 番11 号  
電話 0120-232-711（通話料無料）  
受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）